

滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第5次）の策定について

自然環境保全課鳥獣対策室

1. 計画の概要

県内のニホンザルは、令和4年度の調査時点で134群、約5,200頭が生息しており、現行の第4次計画の策定時（令和元年度）と比べると群れの数は増加したものの、頭数はほぼ横ばいの状況である。現行計画策定時において、行動域が集落周辺に及ぶ加害レベルが高い群れが複数確認されたため、市町が中心となり、計画に沿った形で個体数管理に積極的に取り組んできている。

具体的には、個体群の保全に配慮しつつ被害の軽減を図る目的で、群れの10%を上限に悪質な個体をターゲットとして行う有害捕獲のほか、定期的に調査している群れ単位の加害レベルが10段階のうち7以上の悪質なものとなった場合は、群れの半数または全頭の捕獲を行う群れ捕獲により個体数調整を進めている。また、ニホンザルは、ひとつの群れを消滅させても、集落等の周辺環境を改善しない限り、また別の群れが入ってくるが多いため、捕獲の実施とあわせて、電気柵の設置、地域ぐるみの防除や追い払いを支援するなど総合的な対策を実施している。

これらの取組の結果、農作物被害額は令和3年度にはピーク時の6分の1にまで減少してきており、個体数調整等の対策を実施したところでは加害レベルの低下も確認されている。

一方で、一部の群れにおいては加害レベルの増加が確認されており、その主な被害は、家庭菜園への食害や屋根の損傷、人への威嚇などの生活環境被害である。

このため、高齢化の進む集落等において、極度に人慣れが進んでしまった群れへの対策も必要であり、これまでの取組を継続するとともに、個体数調整の実施の際の生活環境被害の状況等の判断基準や手続きの迅速化などについて見直しを検討する。

人間とサルの生活域を分けることにより、個体群の保全を図りつつ被害を低減させることとする。

【第二種特定鳥獣管理計画】

鳥獣保護管理事業計画に即して知事が定める任意計画。鳥獣種ごとに定め、本計画のもと各種対策を推進。生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画。

2. これまでの経過

第1次特定計画期間	平成14年6月5日～平成19年3月31日
第2次特定計画期間	平成19年4月1日～平成24年3月31日
第3次特定計画期間	平成24年4月1日～平成27年5月28日
法令改正による一部変更	平成27年5月29日～平成31年3月31日
第4次特定計画（現計画）期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
次期計画期間（5年間）	令和6年4月1日～令和11年3月31日

3. 計画策定スケジュール（予定）

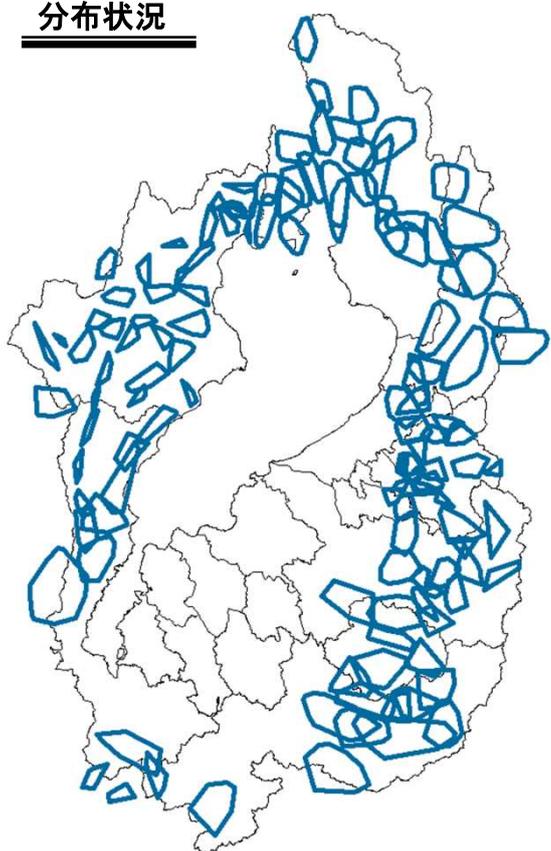
時 期	概 要
令和5年6月	環境審議会への諮問
令和5年6月	第1回ニホンザル特定計画検討会
令和5年7月	第2回ニホンザル特定計画検討会
令和5年8月	第3回ニホンザル特定計画検討会
令和5年9月	特定鳥獣管理計画関係者検討会（市町、漁業関係者、自然保護団体等）
令和5年9月	第1回自然環境部会（素案について）
令和5年10月	関係機関協議（市町向け）
令和5年11月	第2回自然環境部会（答申案について）、環境審議会の答申
令和5年12月	県民政策コメントの実施、市町等への計画案に係る意見照会、関係機関協議（近隣府県向け）
令和6年3月	計画の策定・公表

※上記以外に、県庁関係課および県議会に随時説明。

滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第4次）の概要

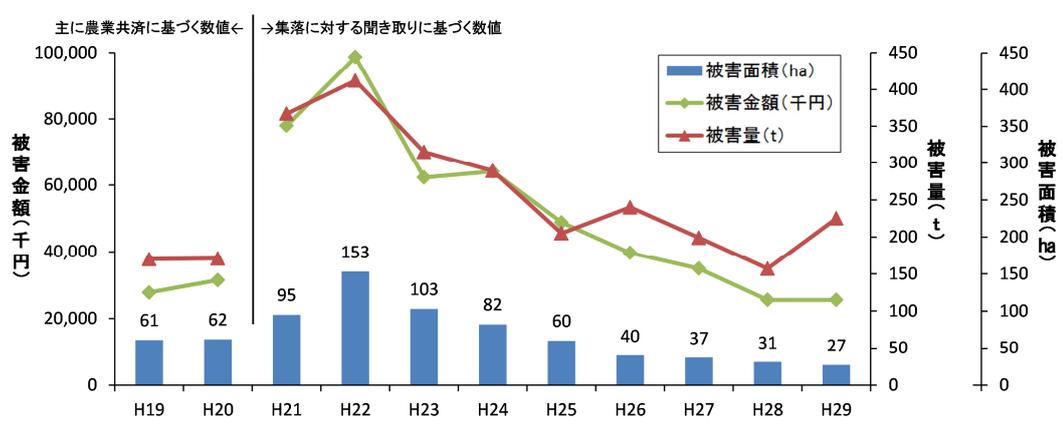
現 状

分布状況



- 分布状況
 - ・琵琶湖をとりまく山地全体にほぼ切れ目なく群れが分布。
- 生息状況
 - ・県内に生息する群れ数は126群と推定。第3次特定計画の125群から1群増加（新規確認11、未検出9、消滅1）。
 - ・総推定生息数は約5,310頭。第3次特定計画の7,778頭から大幅に減少。
 - ・生息数が減少している一方、県全体の加害レベルは増加しており、サルによる被害の拡大が懸念される。
- 被害状況
 - ・平成29年度のサルによる農業被害額は25,520千円。平成22年度以降減少傾向。被害を受けている作物は、水稻と野菜が大半。また、家屋侵入や破損など生活環境被害も発生。
- 捕獲状況
 - ・直近3年間の捕獲数は1,647頭（H27～29年度）。

農作物被害の推移



第3次特定計画において個体数調整の実施を推進し、17群れで実施。

- 被害対策状況
 - ・侵入防止柵の設置や集落ぐるみによる被害対策の実施が進んだ

計画期間

平成31年(2019年)4月1日～
平成36年(2024年)3月31日まで

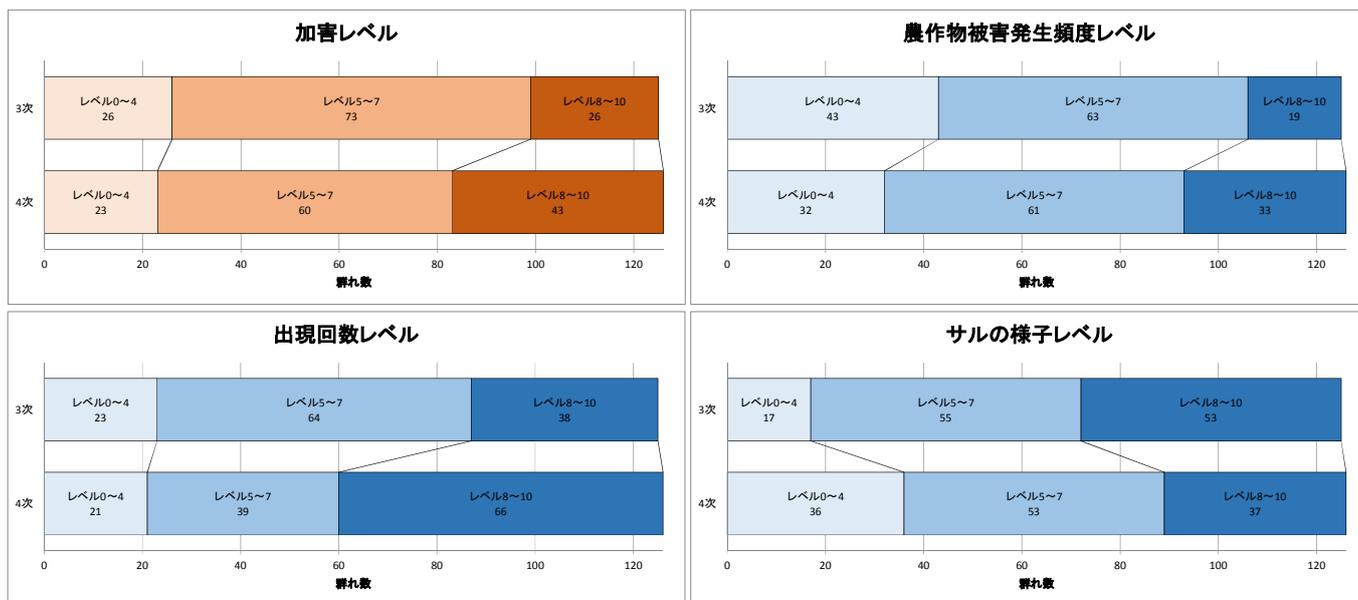
計画の実施区域

県全域

第3次計画の評価

生息状況

- ・ 今回の調査では、第3次特定計画から推定生息数は大幅に減少し、5,310頭と推定された。これは総合的な防除対策の実施により農作物被害が減少したこと、第3次計画において推進した個体数調整による捕獲の効果と考えられる。
- ・ 一方で、加害レベルは第3次特定計画から増加した（平均加害レベル6.0→6.2）。現状の捕獲対策が被害の低減と加害レベルの低減に直結していないとも考えられる。
- ・ 特に出現回数のレベルの増加が著しいことから、サルの群れが農地や人の居住地域へ出没することが増えていると言える。



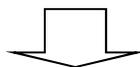
- ※ 「加害レベル」は、「出現回数レベル」・「被害発生頻度レベル」・「サルの様子レベル」の3つの指標を平均して算出する。
- ※ レベルの数字が大きいくれば、被害等の程度が高いことを意味する。
- ※ レベル0~4には未検出群れ数を含む。

被害対策の状況

- ・ 農業被害は減少傾向にあり、被害額は平成22年度の約4分の1にまで減少した。総合的な防除対策が実施されたこと、「集落環境点検」が各地域で着実に進められていることが要因であると考えられる。
- ・ 県内の群れの中で42群において加害レベルが減少した一方で、40群で加害レベルの増加が認められた。生活環境被害等が発生している地域もある。

個体数管理の状況

- ・ 第3次特定計画において個体数調整の推進に取り組み、17群れで個体数調整が実施された。
- ・ 個体数調整が実施されることも多くはなかったが、加害レベルの高い群れが集中する地域も見られる。また個体数調整より、有害鳥獣捕獲による対応が主となっている市町も多い。



加害個体を見極めた捕獲や加害レベルの高い群れの計画的な個体数管理（個体数調整）を強化する。また、効果的な被害防除対策を組み合わせる。

管理の目標

◇ 長期的目標

- ・ 農作物や生活環境への被害を減少させ、人とサルの軋轢を緩和する。
- ・ 県内の地域個体群を保全する。

計画のポイント

- サルは農作物被害や生活環境被害を引き起こすが、適切な施策によって棲み分けが可能な動物である。そのため、生息状況や被害状況等に応じて対策を正しく選択するとともに、個体群管理（分布、個体数管理）、被害防除対策、生息環境管理を総合的に実施することによって、被害を軽減させる。
- 地域ぐるみによる総合的対策を実施しても、なお被害を軽減することが困難な群れについては、地域個体群の保全に配慮しながら、適切な捕獲を実施し効果的に被害を減少させる。併せて、生息環境の保全および整備によって、各群れの行動域を集落や農地からできるだけ遠ざける。
- 集落依存度の高い群れの加害レベルを低下させる。（国の目標：加害群の数の半減(H35)）

個体群管理

① 個体数管理

引き続き個体数調整を推進し、適切な捕獲を速やかに実施できるようにするとともに、個体数調整を実施した群れにおいて適切な被害の軽減が図れるよう取り組む。

◇ 部分捕獲に係る捕獲上限の見直し

第3次特定計画：

捕獲実施前の群れの頭数の50%まで、または 70 頭程度に減少させることが可能とする



第4次特定計画：

捕獲実施前の群れの頭数の50%まで、または 40 頭程度（オトナメス10頭以上）に減少させることが可能とする

捕獲オプション		対象	目的	捕獲可能数	捕獲時期	実施手続き
有害鳥獣捕獲 (選択捕獲)		被害の発生するすべての群れ	農作物または生活環境に係る被害防止のため緊急避難	捕獲前の群れの個体数の10% (年間)まで捕獲可能。	被害発生毎	市町が許可
個体数調整	部分捕獲	加害レベル7以上の群れ	著しく増加し、被害が大きな群れの個体数の減少	捕獲実施前の群れの頭数の50%まで、または <u>40 頭程度(オトナメス10頭以上)</u> に減少させることが可能。	被害時期に関わらず、許可期間を通して可能	県が許可
	全体捕獲 (群れ捕獲)	出現回数のレベルが10かつ加害レベルが9以上	対策を行っても被害が低減しない群れの加害群の除去	群れ全体の捕獲が可能。		

◇ 手続きの簡素化（簡易手続きの拡充）

加害レベル7以上の群れについて、群れ頭数の40頭（オトナメス10頭以上）程度を残す部分捕獲をする場合、検討会の開催を省略し速やかに捕獲を実施できるようにする。

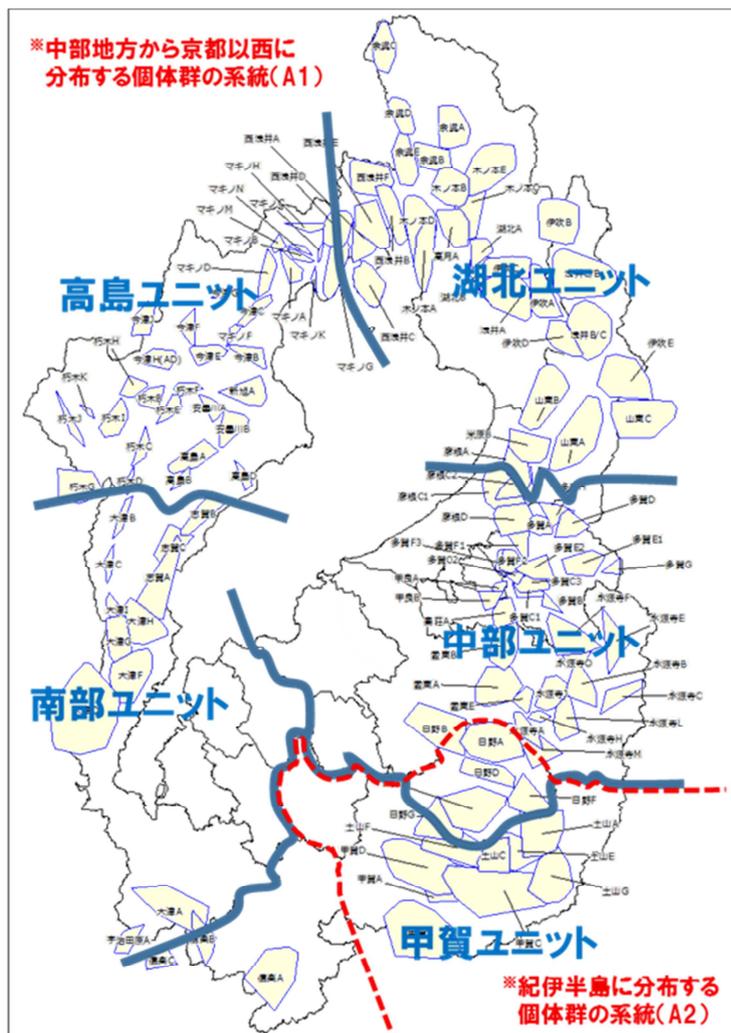
② 分布管理

◇ 保全上配慮する群れを選定するなど、県内の地域個体群が将来にわたり安定的に存続できるように、群れ分布の連続性に留意する。

◇ 管理については、遺伝的多様性の確保についても配慮する。

◇ ユニット管理を導入し、ユニット内のサルの分布状況を考慮した計画的な管理を進める。

- ・行政施策は行政単位で実施することが多いことから便宜的に行政区単位でユニットを区切る。
- ・被害を効率的かつ効果的に低減させるため、加害レベルや個体数等に応じてユニット内に分布する群れの対策の優先順位付けをするなど計画的な管理を進めていく。
- ・県は管理ユニットにおいて連絡会を開催し、被害等の実態把握と情報共有を推進し、適切な地域実施計画になるよう配慮する。



高島ユニット
高島市

湖北ユニット
長浜市・米原市

中部ユニット
彦根市・多賀町・甲良町・愛荘町・豊郷町
東近江市・日野町・近江八幡市・竜王町

甲賀ユニット
甲賀市・湖南市

南部ユニット
大津市・草津市・守山市
栗東市・野洲市

※ 赤点線囲みについて遺伝的系統のまとまりがあることから、遺伝的多様性の確保について特に配慮する。

計画のポイント

被害防除対策

里の餌場価値を下げる。

- ・地域ぐるみによる総合的対策に取り組む。
- ・地域住民が中心となり行政と連携し集落環境点検を行い、サルが出没する原因を排除し、あわせて出没しにくい環境づくりを行う。

生息環境管理

森の餌場価値を上げる。

- ・広葉樹林はサルの生息に必要な果実や葉等を豊富に供給することから、緩衝地帯の設置等に係る整備を行う場合を除き、可能な限り減少させないようにする。
- ・針葉樹林は適切な間伐を推進するとともに、針広混交林への誘導など、サルのエサが多い多様な自然植生の保全・整備に努める。

加害レベル算出における各指標について

◆ 出現回数のレベル

出現回数は、農地や人間の居住地域への群れの1日当たりの出現回数をもとに、10段階に区分して表す。

- | | |
|------------|------------|
| 1 2ヶ月に1回未満 | 6 7日に1回以上 |
| 2 2ヶ月に1回以上 | 7 5日に1回以上 |
| 3 1ヶ月に1回以上 | 8 3日に1回以上 |
| 4 20日に1回以上 | 9 2日に1回以上 |
| 5 10日に1回以上 | 10 1日に1回以上 |

◆ 被害発生頻度のレベル

被害発生頻度は、群れによる農作物被害の1日当たりの発生回数をもとに、10段階に区分して表す。

- | | |
|------------|------------|
| 1 6ヶ月に1回未満 | 6 12日に1回以上 |
| 2 6ヶ月に1回以上 | 7 7日に1回以上 |
| 3 3ヶ月に1回以上 | 8 4日に1回以上 |
| 4 50日に1回以上 | 9 2日に1回以上 |
| 5 20日に1回以上 | 10 1日に1回以上 |

◆ サルの様子レベル

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1 サルはいるが山からは出てこなかった場合 | 6 男性を見た時だけ逃げた場合 |
| 2 一部のサルだけが山から出てくる場合 | 7 追い払っても逃げなかった場合 |
| 3 人の姿が見えたらすぐに逃げ出した場合 | 8 人が近づくと威嚇した場合 |
| 4 人が近づいた時だけ逃げ出した場合 | 9 家の中にまで入ってきた場合 |
| 5 民家周辺まで近づいた場合 | 10 人身被害があった場合 |

◆ 加害レベル

出現回数のレベル、被害発生頻度のレベル、サルの様子の3つの指標を平均して算出する。